

変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 小松 昭博

件名「Skydio X10」（公告第100号（令和8年2月12日））について、下記のとおり変更する。

1 入札日

(1) 変更前

令和8年2月25日（水）10時

(2) 変更後

令和8年3月5日（木）10時

2 細部仕様

添付仕様書のとおり。

3 連絡先

（仕様書に関する件）

816-8666

福岡県春日市大和町5-12

陸上自衛隊福岡駐屯地第4師団司令部第3部（担当：永瀬）

TEL 092-591-1020（内線5231）

（契約及び入札に関する件）

816-8666

福岡県春日市大和町5-12

陸上自衛隊福岡駐屯地第366会計隊契約班（担当：田崎）

TEL 092-591-1020（内線6130）

FAX 092-591-5536

陸上自衛隊第4師団仕様書

名称	Skydio X10	調達要求書番号	588L1A32030
		作成年月日	R8.2.19
		作成部隊	第4師団司令部第3部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のSkydio X10の購入について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2 カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS C 0002 地上用電子機器通則

b) 仕様書

GAV-CG-W150001 航空機（国産）共通仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する使用及び社内規格並びに商慣習による。

2.1 購入要件

Skydio X10の購入（計4式）

2.2 納品時期

令和8年3月31日（火）までの納品とし、可能な限り早期納品を希望

細部は、官側との調整による。

2.3 製品の企画

構成は、表1による。

表1

番号	品名 ^{a)}	数量	備考
1	無人航空機	4式	Skydio X10
1-1	本体	4式	コントローラー、ソフトウェアライセンス含む
1-2	予備バッテリー	4式	—
1-3	交換用プロペラセット	4式	—

1-4	サーマルカメラ	4 式	解像度 640×512
1-5	望遠カメラ・狭角カメラ	4 式	動画解像度 3840×2880
1-6	マニュアル	4 式	
1-7	充電用ケーブル	4 式	
1-8	USBタイプCケーブル ／有線LAN変換アダプタ	各4式	
1-9	ACアダプタ100W/ 230W	各4式	
1-10	デュアルチャージャー	4 式	
1-11	Crosshair Coordinates (3年分)	4 式	※位置座標判定用ソフトウェアライセンス

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目による。

3.2 性能・機能

a) 共通

- 1) 主要な器材の安全性に対する機能・性能はGLT-CG-C000001によるものとする。
- 2) 対衝撃、対振動及び耐水性はMIL-STD-167-1準拠であること。
- 3) 温度は、NDS C 0002Dの2.2.5、C区分による。

b) 本体

次の機能を発揮しながら無人航空機の飛行ができるものとする。

- 1) GPSの有無に関わらず安定して飛行できるものとする。
- 2) 連続航続時間35分以上できるものとする。
- 3) 映像記録・伝送装置及び夜間撮影ができるものとする。
- 4) 360° 障害物を回避できるものとする。
- 5) IP55等級以上のものとする。
- 6) 目標位置、無人航空機位置座標の標定ができるものとする。

c) 遠隔操作端末

無人航空機本体を正常に動作させることが可能なものとする。

3.3 製品の表示

装置名及び構成品表を収容部の判りやすい位置に、容易にかすれたり、剥がれたりしない素材を利用して表示するものとする。

3.4 輸送費

機体修理等に掛かる往復の送料は、契約相手方が負担するものとする。

3.5 初期設定

初期設定に伴う設定及び認証等は、契約相手方が実施するものとする。

4 品質保証

- 1) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。
- 2) 監査及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるとともに、S k y d i o X 1 0 の保証期間を1年間とする。

5 情報の保全

- 1) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、適切に管理するものとする。
- 2) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらを部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

6 その他の指示

6.1 納入書類

6.1.1 添付書類

添付書類は、調達要求指定書によって指定する。

6.1.2 仕様書に関する疑義

この仕様書についての疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

6.1.3 故障等への対応

契約の相手方が、訓練等の使用時における本体の故障等への対応について、連絡に際して速やかに対応するものとする。

また、1年以内の故障等（故意・過失除く。）については、契約の相手方が無償で責任を負うものとする。

7 仕様書及び承認申請に関する問い合わせ先

陸上自衛隊第4師団司令部第3部 総括班長 092-591-1020（5231）